

## 委員長挨拶

本日はお忙しい中、第 60 回三田祭参加ガイダンスにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

三田祭は、たった 4 日間で 20 万人が来場する日本最大級の学園祭です。そのお祭りは、400 以上もの団体様および参加塾生 14,000 名によって彩られ、限られた学生生活の中で全力を尽くした塾生の「集大成」がすべて詰まっています。

その歴史も積み重なり、今年で 60 周年を迎えることができました。

私たち三田祭実行委員会は、本年度も塾生の「集大成」が最大限発揮できるよう、昨年度までの反省を踏まえて運営面を強化して参ります。そして、委員一同、皆様からさらに頼られる存在となれるよう、精一杯努力して参ります。共に、日本最大級の学園祭を創り上げましょう。

ご意見・ご相談等ございましたら、なんなりとお申し付けください。

来たる 11 月の三田祭開催まで約半年間、委員一同どうぞよろしく願いいたします。

慶應義塾大学第 60 回三田祭実行委員会  
委員長 馬場永希也

## 一般企画局長挨拶

第 60 回三田祭参加ガイダンスへのご出席並びに、第 60 回三田祭への出展をご検討いただきありがとうございます。

皆様の三田祭への出展に際しまして各種手続き・面談を第 60 回三田祭実行委員会一般企画局が担当させていただきます。三田祭までの各種手続きや企画についてのご相談などがありましたら、お気軽に三田祭実行委員会までご連絡ください。皆様のご希望に添えるよう尽力する所存です。

三田祭までの半年間、一般企画局が参加団体様の企画にお力添えをさせていただきます。至らぬ点やご迷惑をおかけする事もあるかと存じますが、一般企画局の活動にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

第 60 回三田祭実行委員会一般企画局を代表し、ご挨拶と代えさせていただきます。

慶應義塾大学第 60 回三田祭実行委員会  
一般企画局長 福土遼河

## 目次

### I. 三田祭概要

1. 三田祭について .....P.3
2. 手続き・告知について .....P.3
3. 企画種類について .....P.4

### II. 三田祭に参加するには

1. 中庭模擬店企画について .....P.5
2. 参加申込書について .....P.9
3. 今後の手続き日程について .....P.11
4. 罰則制度について .....P.13

### III. 三田祭実行委員会からのお知らせ

1. 総務局より .....P.15
2. 財務局より .....P.16
3. 渉外局より .....P.17
4. 酒類販売について .....P.17
5. 企業協賛企画について .....P.17
6. 各種書類の電子化について .....P.18
7. ミスコン企画について .....P.18

### IV. 第 60 回三田祭における禁止事項・注意事項 .....P.19

**三田祭実行委員会の部室**

三田キャンパス…西校舎学生団体ルーム 29 番(開室時間 平日 12:30~18:00)

TEL:03-3453-4070

日吉キャンパス…塾生会館 103 号室(開室時間 平日 12:30~16:15)

TEL:045-562-4666

## I.三田祭概要

### 1. 三田祭について

第 60 回三田祭は以下の日程で開催します。

#### 三田祭準備期間

11 月 20 日(火) 13:00～21:00

11 月 21 日(水) 8:00～21:00

#### 三田祭本祭期間

11 月 22 日(木)～25 日(日)

公開時間 10:00～18:00

準備・片付けを含めた時間 8:00～21:00

#### 片付け日

11 月 26 日(月)

※三田祭実行委員会が最終的な片付けを行う日です。団体の方は 11 月 25 日(日)のうちに片付けを終わらせてください。

※開門時間等は変更となる場合があります。その際は分科会等でお知らせします。

### 2. 手続き・告知について

#### (1) 配布資料について

三田祭実行委員会が配布する資料には、三田祭の参加に関する重要な情報が載っていますので、紛失しないようご注意ください。なお、三田祭実行委員会によるすべての配布物に関し、譲渡することを禁止します。**譲渡された参加申込書での三田祭への参加は受け付けられませんのであらかじめご了承ください。**

#### (2) 手続き等の連絡について

今後の手続き等の詳細は、立て看板・公式ウェブサイト・Twitter・メーリングリストにてお知らせします。

・掲示場所

〔三田〕 立て看板:西校舎正面入口

〔日吉〕 立て看板:第 4 校舎 B 棟正面入口・塾生会館正面入口

・三田祭公式ウェブサイト

三田祭実行委員会が運営する三田祭公式ウェブサイト(<http://www.mitasai.com/>)でも手続きの日程等、詳細を告知します。立て看板と併せて確認してください。

(3) 電話・メールによる連絡

団体への個別の連絡事項は、電話・メールでお伝えします。その際、参加申込書に記入された連絡先(電話番号・メールアドレス)を使用します。連絡先が変更になった場合は、三田祭実行委員会まで速やかにお知らせください。また連絡をスムーズに行うために、三田祭実行委員会の電話番号(03-3453-4070)の登録をお願いします。

3. 企画種類について

このレジュメでは、中庭模擬店企画についての説明を行います。中庭模擬店企画以外の企画についての詳細な説明は、このレジュメにはございません。中庭模擬店企画以外の企画への参加を希望する場合は、5月22日(火)までに三田あるいは日吉の三田祭実行委員会部室で追加の参加申込書を受け取ってください。

## Ⅱ.三田祭に参加するには

### 1. 中庭模擬店企画について

#### (1)中庭模擬店企画とは

三田キャンパスの中庭に設置したテントで三田祭本祭初日～三田祭本祭最終日の 4 日間、10:00～18:00 に行う常設企画です。この中庭模擬店企画では、火気を用いて食品の調理・販売を行うことはもちろん、展示を行うことも可能です。飲食物の販売以外の企画を行う場合は、三田祭実行委員会にご相談ください。

#### (2)仮申請書について

今年度も仮申請書の提出が**全団体必須**となります。

仮申請書に必要事項を記入し、以下のいずれかの日程に三田キャンパスまで提出しに来てください。その上で中庭模擬店企画可否抽選会に参加していただくことになります。**仮申請書の提出がなかった場合、中庭模擬店企画可否抽選会への参加は認められませんのでご了承ください。**

日時: 5 月 17 日(木)12:30～18:00

5 月 18 日(金)12:30～18:00

場所: 三田キャンパス西校舎学生団体ルーム 29 番前

必要なもの: 仮申請書、学生証

所要時間: 5 分程度。ただし、お昼休みなどの混雑時には所要時間が伸びる場合がございます。

また、仮申請書提出には**参加ガイダンスの際に出席カードを提出した方**がいらしてください。

**※参加ガイダンス出席者が仮申請書を提出できない場合、仮申請の代理人を立てることを認めます。その際、必ず参加ガイダンス最終日(5 月 16 日(水)23:59)までに三田祭実行委員会にご連絡ください。**三田祭実行委員会に相談した上で代理人を立てる場合は、参加申込書に記載する団体代表者、三田祭担当者①、三田祭担当者②の 3 名の中から代理人を立ててください。参加ガイダンス期間終了後に代理人を立てることは認めません。

#### (3)中庭模擬店企画可否抽選会について

例年、中庭模擬店企画では、出展可能数を大幅に上回る参加申込があるため抽選を行い、参加団体及び出展場所を決定しています。

今年度も参加申込を済ませる前に出展団体を決定する抽選を行います。中庭模擬店出展場所抽選会については参加申込書提出の際にお知らせします。

日時: **[参加申込書に割り当てられた番号が奇数の団体]5 月 21 日(月) 12:30～18:00**

**[参加申込書に割り当てられた番号が偶数の団体]5 月 22 日(火) 12:30～18:00**

場所: 日吉キャンパス塾生会館 103 号室

必要なもの：参加申込書、抽選会参加証(※抽選会参加証は仮申請書受付の際に発行します)、  
学生証(※どれか 1 つでも忘れた場合、抽選会に参加することはできませんのでご  
注意ください)

所要時間：10 分程度。ただし、お昼休み等の混雑時には所要時間が伸びる場合がございます。

また、中庭模擬店企画可否抽選会には参加ガイドンスの際に出席カードを提出した方がいら  
してください。

**※参加ガイドンス出席者が中庭模擬店企画可否抽選会に参加できない場合、抽選会の代理人  
を立てることを認めます。その際、必ず参加ガイドンス最終日(5 月 16 日(水)23:59)までに三  
田祭実行委員会にご連絡ください。**三田祭実行委員会に相談した上で代理人を立てる場合  
は、参加申込書に記載する団体代表者、三田祭担当者①、三田祭担当者②の 3 名の中から  
代理人を立ててください。参加ガイドンス期間終了後に代理人を立てることは認めません。

※飲食物を扱わない団体の方も飲食物を扱う団体の方と一緒に抽選会に参加していただきま  
す。**また、同一団体の構成員からなる団体が中庭模擬店企画に 2 店舗以上出展することは  
できません。不正を行った場合、三田祭への出展は認められませんのでご注意ください。**

#### (4)中庭模擬店企画と中庭模擬店企画以外の企画の 2 企画以上への出展をお考えの方へ

##### ①追加の参加申込書について

中庭模擬店企画以外の企画にも出展をお考えの団体の方は、5 月 22 日(火)までに三田祭実  
行委員会の部室まで追加の参加申込書を受け取りにいらしてください。

##### ②中庭模擬店企画と室内常設展示・喫茶企画の兼ね合いについて

今年度も昨年度に引き続き、中庭模擬店企画と室内常設展示企画、及び中庭模擬店企画と室  
内常設喫茶企画の両方へ参加申込書を提出することが可能です。しかし、中庭模擬店企画・室内  
常設企画ともに抽選が行われた場合、より多くの団体に出展していただくため、最終的な出展は  
どちらか片方だけしか認めず、両方への出展は禁じます。この場合、中庭模擬店企画・室内常設  
企画に抽選で当選した際には、抽選会の実施日が遅い方の日から 5 日後までにどちらかに出展  
するか選ぶようにしてください。

※どちらか一方のみ、抽選があった場合は、中庭模擬店企画と室内常設展示・喫茶企画の出展  
の兼ね合いは可能です。詳しくは三田祭実行委員会までご相談ください。

#### (5)各種調理器具・テント・プロパンガスについて

企画で使用各種調理器具・テント・プロパンガスに関しては、基本的に三田祭実行委員  
会を通してレンタルもしくは購入していただきます。詳しくは後期分科会でお知らせします。

#### (6)企画用費用

中庭模擬店企画を行うにあたって、分担金(「財務局より」(P.16)参照)以外に、テント+ウエイト  
(約 10,800 円)やプロパンガス(約 5,500~10,000 円)、各種調理器具レンタル費用(約 7,500 円

～20,000 円)、防災シート(約 975 円)、プロパンガス点検料(約 2,000 円)、その他材料費・容器費等が別途かかります。

※括弧内の金額は昨年度の一例です。

#### (7)運営に関する禁止事項・注意事項

##### ①火災防止のために

中庭模擬店企画は火気を使用するため大変危険です。各団体とも火の取り扱いに関しては細心の注意を払って企画を行ってください。

※三田祭本祭初日までに三田祭実行委員会が展示用機の脚にチャッカマンケースを装着します。

三田祭本祭初日～三田祭本祭最終日、チャッカマンを使用しない時はそのケースの中に必ず入れてください。

##### ②食中毒防止のために

飲食物を取り扱う場合、食中毒を未然に防ぐため、三田祭実行委員会としても対策を施しています。しかし、団体の方にも常に食中毒への危機意識を持っていただくことが必要です。

近年、団体が企画終了後、出展場所を含めたキャンパス内に食材を放置することが多くなっています。このような場合、保健所の指導により食材を**すべて処分させていただきます(調味料・油・クーラーボックス内・未開封のもの等)**。来場者の皆様にお出しするものですので、衛生管理には細心の注意を払ってください。三田祭本祭初日～三田祭本祭最終日は、4 日間分の食材をすべて持ち込むのではなく、**1 日ごとに分けて持ち込むようにしてください**。

※三田祭準備日初日から毎日放置食材の回収をさせていただきます。ご注意ください。

**加熱調理を行わずに生肉・生魚・生卵等の生もの、米(加熱調理したのものも含む)を飲食物として提供することを禁止します**。詳細なお知らせは中庭模擬店出展場所抽選会にて配布します(中庭模擬店出展場所抽選会以降に保健所の指導等の理由により多少の変更が生じる可能性があります。ご了承ください)。

##### ③食品の売り歩き・店頭以外での飲食物受け渡しの禁止について

三田祭では、食中毒等の衛生上の問題を発生させる危険性があるため、**売り歩き・店頭以外での飲食物受け渡しは一切禁止**とします。

##### ④販売物・使用食材について

今年度も前期または夏休みの段階で当選・繰上当選された団体の方に販売物と使用食材を調査しますので、中庭模擬店企画可否抽選会後に当選・繰上当選した団体の方はお早めに確定させていただきます。

##### ⑤酒類販売について

近年、酒類に関するトラブルが続出しています。そのため、今年度も**参加団体による酒類の販売は一切禁止とさせていただきます**。参加団体による飲酒、キャンパス内への持ち込みも一切禁止です。あらかじめご了承ください。詳しくは(P.17)を参照してください。

##### ⑥電力使用について

中庭では電力を使用できません。安全性の観点から発電機の使用も禁止しています。三田祭

期間中に三田祭実行委員が電力の使用を発見した場合、直ちに撤去していただきます。

⑦出展停止について

今年度も罰則制度を導入します。禁止事項に抵触した場合、出展停止等の処分を課させていただきます。詳しくは(P.13)を参照してください。

～今後の主な手続き～

仮申請書提出

5月17日(木)・18日(金)12:30～18:00@三田

必要なもの・・・仮申請書、学生証

中庭模擬店企画可否抽選会(参加団体決定)

5月21日(月)・22日(火)12:30～18:00@日吉

必要なもの・・・参加申込書、抽選会参加証、学生証

参加申込書提出

5月25日(金)・28日(月)@三田・日吉

※下記の時間帯にお越しください。

三田キャンパス西校舎学生団体ルーム 29 番(12:30～18:00)

日吉キャンパス塾生会館 103 号室(12:30～16:15)

必要なもの・・・**飲食物販売団体**:参加申込書、罰則制度に関する誓約書

**非飲食物販売団体**※:参加申込書のコピー、企画書、罰則に関する誓約書

※出展許可が出た後に、参加申込書の原本をご提出ください。

中庭模擬店出展場所抽選会

7月3日(火)@日吉 12:30～18:00

必要なもの・・・参加申込書のコピー

後期分科会

後期分科会の日程は出展団体が決定した後、連絡します。

※中庭模擬店企画の分科会は後期のみ行います。



## 2. 参加申込書について

参加申込書は本レジュメの末尾に添付されています。**第 60 回三田祭に参加するには、参加申込書の提出が必須です。提出が遅れた場合、いかなる理由でも受理できません。**必ず、指定された時間・場所で提出するようにしてください。また、他団体の方から譲渡された参加申込書も受理できません。ご了承ください。

参加申込書の記入の際は、以下の注意と記入例を参照し、太枠の中のすべての項目を**黒のボールペン**で記入してください。提出後に内容の変更があった場合は、必ず三田祭実行委員会までご連絡ください。

### (1) 団体正式名称

略式・通称ではなく、正式名称を記載してください。参加ガイドンスにて回収した出席カードに記入したものからの変更は、原則認められません。

① 研究会で出展を希望する場合は、指導教員をフルネームで記入してください。ただし、学部・学科名は不要です。

例：× 法学部政治学科鈴木研究会 → ○ 鈴木一郎研究会

② 団体名の頭の「慶應義塾大学」「慶應」「KEIO」は省いて記入してください。また、「テニスクラブ」、「スキークラブ」等は省かずに記入してください。

例：× 慶應義塾大学三田テニスクラブ → ○ 三田テニスクラブ

### (2) 構成人数

三田祭に参加する人数ではなく、**団体に所属する全員の人数を記入し、そのうち塾生の人数を括弧内に記入してください。**塾生とは、現在慶應義塾大学各学部(大学院、通信教育課程を含む)に在学している学生のことを指します。教授・他の大学の学生は含みません。

記入された人数は原則として変更できません。万が一変更を希望する場合は別途申請が必要です。

### (3) メールアドレス(PC・携帯)

**こちらに記入していただいたアドレスをメーリングリストに登録します。**このメーリングリストは手続き等の重要な連絡に使用します。必ず、企画内容を熟知し、常に連絡を取れる方を登録するようにしてください。また、PC と携帯の使用者は統一してください。基本的な連絡事項には PC メーリングリストを優先的に使用します。PC アドレスをお持ちでない方は、携帯アドレスを PC アドレスの欄にもご記入ください。

**参加申込書受付後、その場で三田祭実行委員会のパソコンに PC アドレス・携帯アドレスを記入していただきます。このアドレスは、参加申込書に記入していただいたアドレスと同じものを登録してください。すべての項目を記入した後、送信・確定ボタンを押してください。この作業の終了をもって、参加申込書の正式受理となります。申込書提出後の登録手続きを忘れないようお願いいたします。**

今年度は 6 月 5 日(火)にメールリストの一齐送信を行います。登録したメールアドレスにメールリストが届いているか確認してください。なお、ドメイン指定をしている場合、メールを受信できないことがあります。ドメイン指定を外していただくようお願いします。

また、登録したメールリストに各企画種類の新規団体が登録され次第、既存団体も含めたアドレスに再度確認のためメールリストを送信させていただきますのであらかじめご了承ください。時期は 5 月下旬から 6 月上旬を予定しております。

(4)団体代表者・三田祭担当者①・三田祭担当者②

上記の 3 名の氏名・学部学科・学籍番号・携帯連絡先を記入してください。なお、この 3 名は塾生の中から選び、三田祭実行委員会に所属している塾生の氏名は書かないでください。塾生が 3 名以上在籍する団体の場合、兼任はできません。三田祭実行委員会から電話で連絡する場合がありますので、電話連絡が可能な方を選び、括弧内にこちらが連絡を差し上げる際の優先順位をご記入ください。また、上記 3 名全員の印鑑も忘れずに捺印してください。印鑑を忘れた場合、参加申込書を受理できない場合があります。

※常設企画を 2 企画以上行う団体は、団体代表者を除く三田祭担当者 2 名が重複しないようにお願いします。

(5)団体プロフィール

活動日、活動場所、(三田祭期間以外の)活動内容を記入してください。

(6)参加希望理由

第 60 回三田祭に参加を希望する理由を記入してください。

(7)販売予定商品

現段階において、中庭模擬店で販売を予定されている商品をお書きください。なお、衛生上の観点から生もの・米等を提供することは認められません。ご了承ください。

(8)提出者氏名・携帯電話番号

参加申込書受付の際に、提出する方の氏名・携帯電話番号を記入してください。提出者が責任者でなくても参加申込書は受理しますが、受付の際に企画内容等について詳しく質問をしますので、企画内容を把握している方が提出してください。

**追加申込書について**

同一団体であっても、異なる企画種類であれば複数の企画を行うことが可能です。なお、中庭模擬店企画の追加参加申込書はありません。中庭模擬店企画とその他の企画種類に複数出展をご希望される方は中庭模擬店企画の参加ガイドンスに出席して、追加申込をしてください。

追加参加申込書は5月10日(木)～5月16日(水)の参加ガイダンス期間中から5月22日(火)まで、三田キャンパス西校舎学生団体ルーム 29 番(12:30～18:00)と日吉キャンパス塾生会館103号室(12:30～16:15)にて受け付けします。受け付けの際には、**最初に配布された参加申込書**を必ず持参してください。同一団体において複数企画種類出展を行う場合は、双方の企画に参加しており企画内容を把握している方であれば、その方が参加申込書受付時に複数の参加申込書を提出することも可能です。

※常設企画を2企画以上行う団体は、団体代表者を除く三田祭担当者2名が重複しないようにお願いします。

※中庭模擬店企画に出展する場合は、必ず中庭模擬店企画の参加ガイダンスに出席してください。

#### 個人情報の取り扱いについて

平成17年4月1日より施行された個人情報保護法を受け、三田祭実行委員会も個人情報の管理を徹底しております。今後提出していただく申請書等に記入された個人情報につきましては第60回三田祭に関わる活動にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

### 3. 今後の手続き日程について

第60回三田祭までの手続きは、以下の日程で行います。なお、日程は変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

#### 仮申請書の提出…5月17日(木)・18日(金) 12:30～18:00@三田

中庭模擬店企画に出展を希望される団体は本日お配りした仮申請書に必要事項を書き込み、三田キャンパス西校舎学生団体ルーム29番までご提出ください。

#### 中庭模擬店企画可否抽選会…5月21日(月)・22日(火) 12:30～18:00@日吉

今年度も中庭模擬店企画に出展する団体を抽選によって決定します。参加申込書、仮申請受付時に配布する抽選会参加証、学生証を持って日吉キャンパス塾生会館103号室で行う抽選会に参加してください。参加する日時は本レジュメの表紙や抽選会参加証に書かれている参申番号の偶奇によって異なります。詳しくは「中庭模擬店企画について」(P.5)を参照してください。

#### 参加申込書受付…5月25日(金)・28日(月) @三田(12:30～18:00)・日吉(12:30～16:15)

中庭模擬店企画可否抽選会で当選、あるいは繰上当選した場合、本日お配りする参加申込書と「罰則制度に関する誓約書」の2点に必要事項をすべて記入の上、提出してください。**2点両方を提出されませんと当選及び繰上当選が無効となりますのでご注意ください。**

※1.中庭模擬店企画は他企画種類と異なり前期分科会を実施しません。

※2.非飲食物販売をご希望の団体は、参加申込書のコピーと企画書を参加申込書受付の際にご提出ください。

**中庭模擬店出展場所抽選会**…7月3日(火)@日吉 12:30~18:00

中庭模擬店企画可否抽選会にて当選した団体、または中庭模擬店出展場所抽選会までに繰上当選の連絡を受けた繰上当選団体は日吉で行う中庭模擬店出展場所抽選会に参加してください。なお、繰上当選に関しては辞退した団体が本来なら出展する予定だった出展場所にて出展していただくことになります。

**パンフレット原稿提出**…8月6日(月)~8月12日(日)@三田祭公式ウェブサイト

三田祭公式パンフレットに掲載する原稿を提出していただきます。詳細はメールにてご連絡いたします。

**参加辞退締切**…9月21日(金)

参加申込書受理後に三田祭への参加を辞退する場合は、速やかに三田祭実行委員会までご連絡ください。参加申込書に記載された3名の責任者の署名・捺印がなされた参加辞退届を提出していただきます。なお、**参加辞退締切を過ぎた辞退は認められません。**

**後期分科会**…9月下旬以降@三田

三田祭期間中に必要な各種申請についての説明を行います。必ず団体代表者または三田祭担当の方をご参加ください。開催日時・場所は三田祭実行委員会からの告知を確認してください。

**個別面談**…10月1日(月)~10月12日(金)@三田 ※日曜日、祝日を除く

すべての団体の方と三田祭の準備・運営に関して三田祭実行委員会と話し合いを行い、必要に応じて申請書を提出していただきます。面談の日時は後期分科会でお知らせします。三田祭に参加するために必要な経費を確認いたします。分担金については「財務局より」(P.16)をご覧ください。

**パンフレット・本祭資料配布日**…11月上旬@三田・日吉

三田祭でのパンフレット、必要書類、諸々の許可証配布します。

#### 4. 罰則制度について

例年三田祭実行委員会の定める禁止事項違反が相次いでいるのが現状です。禁止事項違反は他団体の方に迷惑をかけることはもちろん、三田祭全体の質を低下させることに繋がります。そして違反が絶えなければ、今後企画を行う上で制約をかけることもやむを得ません。そこで昨年度同様第 60 回三田祭では、三田祭における禁止事項違反への抑止力として罰則制度を適用します。今年度は、罰則制度適用の範囲を三田祭本祭前から三田祭本祭後の一定期間(後述)にまで延長しましたので、あらかじめご了承ください。

##### ①制度概要

<三田祭本祭前後>

・企画種類によらず**罰金処分**

<三田祭本祭中>

・**常設企画**が罰則項目に抵触した場合、**罰金処分**または**出展停止処分**

・**非常設企画**が罰則項目に抵触した場合、**罰金処分**

**→お支払いいただけない場合、来年度の三田祭への出展をお断りします。**

※三田祭本祭前とは 5 月 30 日(水)0:00～11 月 20 日(火)12:59、三田祭本祭期間中とは 11 月 20 日(火)13:00～11 月 25 日(日)21:59、三田祭本祭後とは 11 月 25 日(日)22:00～12 月 25 日(火)23:59 の期間を指します。

※罰金は運営分担金の一部となります。

## ②罰則について

罰則項目	項目内容	常設企画	非常設企画
酒類禁止事項違反	酒類禁止事項に違反した場合。	3 時間の出展 停止または 30,000 円の 罰金	30,000 円の罰金
企画内容の悪質な禁止事項違反	禁止事項に違反し、大学・来場者・他団体に迷惑をかける行為、また三田祭の安全で円滑な運営に支障をきたす行為をした場合。	1.5 時間の出展 停止または 15,000 円の 罰金	15,000 円の罰金

※1 三田祭本祭期間中、常設企画団体においては原則出展停止を適用しますが、例外的に罰金を適用する場合があります。

例)「常設企画による三田祭本祭前後における悪質な禁止事項違反」や、「常設企画における企画放棄」、「常設企画による三田祭本祭最終日 15:00 以降の禁止事項違反」等

※2 罰則が科された後の違反行為が発覚した場合、重ねての罰則を科します。

※3 三田祭本祭前に発覚した禁止事項違反に対して罰金が支払われなければ、第 60 回三田祭での出展をお断りさせていただきます(「辞退締切り後の辞退」に関しての違反に対して、罰金が支払われなければ、第 61 回三田祭の出展をお断りさせていただきます)。

※4 酒類禁止事項違反に関しては、複数企画に出展される団体はすべての出展企画で罰則を科します。

※5 三田祭本祭期間中、三田祭本祭後に発覚した禁止事項違反に対して罰金が支払われなければ、第 61 回三田祭での出展をお断りさせていただきます。

※6 三田祭本祭期間中、非常に重大な違反と判断された場合は、上記の罰則に加えて第 60 回三田祭における出展を全日停止するとともに、第 61 回三田祭の出展をお断りする場合がございます。

## ③今後の手続きについて

罰則制度に関する今後の手続きは以下の通りとなっております。

日程	内容
参加ガイドンス(本日)	「罰則制度に関する誓約書」をお配りします。
参加申込書受付(5月 23 日(水)~28 日(月))	「罰則制度に関する誓約書」に署名・捺印の上、提出していただきます。 <u>こちらの誓約書を提出しただけないと三田祭への出展ができなくなりますので、ご了承ください。</u>

## Ⅲ.三田祭実行委員会からのお知らせ

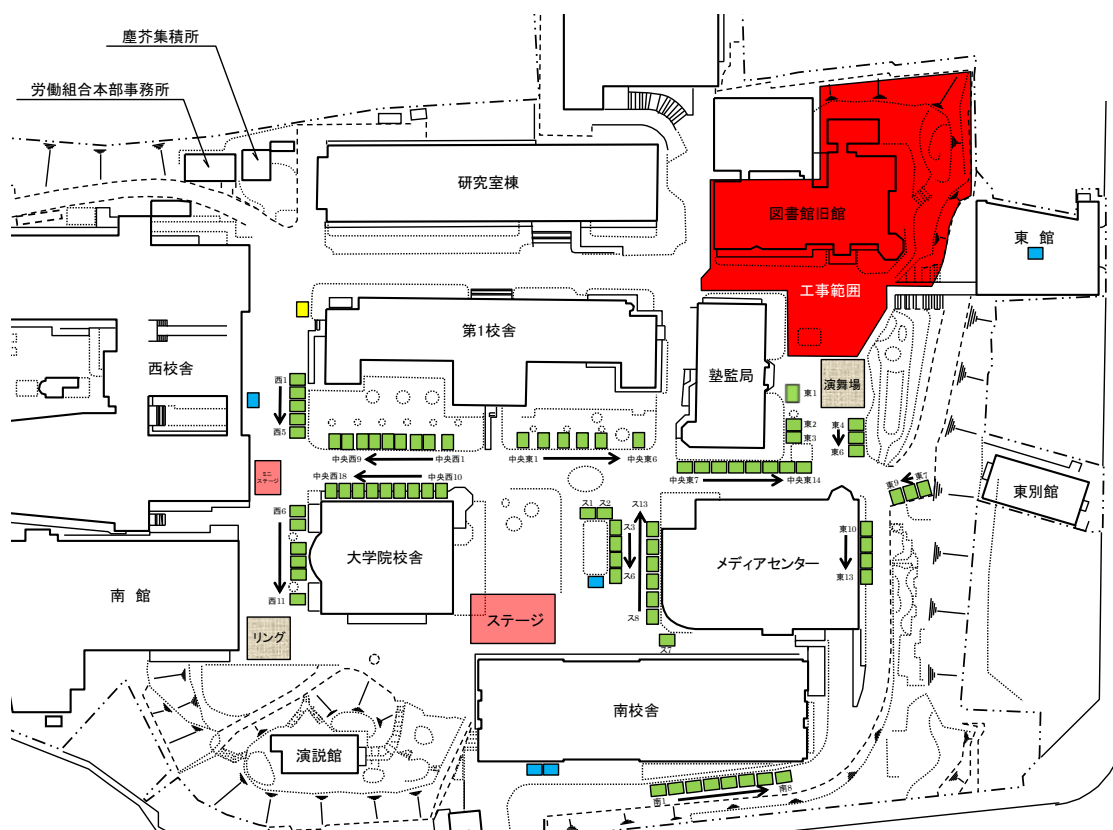
### 1.総務局より

#### 1.団体構成員名簿提出について

第 60 回三田祭におきまして、より安全で円滑な運営のため、出展団体管理の一環として出展される全団体の方に団体構成員名簿を提出していただきます。団体構成員名簿は団体に所属されている方全員のお名前等を記載していただきます。詳しい記載内容や提出期限等は、後期分科会にてお知らせします。ご協力をお願いします。

#### 2.図書館旧館改修工事に伴う中庭の配置変更について

三田キャンパスの図書館旧館は、2017 年 1 月から約 2 年間にわたり改修工事を行っております。改修工事に伴い、中庭模擬店やリング等の配置が下図のように大幅に変更となります。工事の進捗次第ではその他変更が生じることもありますので、今後も情報にご注意ください。円滑な運営のため、ご協力をお願いします。配置変更により不具合等ありましたら、速やかに三田祭実行委員会までご連絡ください。



慶應義塾大学 第 60 回三田祭実行委員会

総務局長 森光輝

## 2.財務局より

## 1.分担金システムについて

三田祭は慶應義塾の「独立自尊」の精神の下、創り上げられる学園祭です。そのため、財務面においても自立的な学園祭運営を目指し、参加団体から三田祭の運営に必要な費用を分担金という形で負担をお願いしています。また、三田祭実行委員会としても、渉外局を通じて財源の確保を行い、参加団体の負担軽減に努めております。

今年度の分担金の金額は、参加団体数や団体構成員数を考慮した上で決定します。本資料には昨年度のコ額を記載しておりますのでご参照ください。なお、決定した分担金の金額につきましては、後期分科会または個別説明会にてお知らせします。

## 1-1.運営分担金【昨年度】

( 400 円 × 団体に所属する塾生の数 ) × 企画数

三田祭への参加機会に対してお支払いただく分担金であり、参加団体に所属する塾生全員に負担していただきます。教授や他大学生は含まれません。ただし、団体構成員の三田祭への参加の有無に関わらず、団体に所属している塾生全員に負担していただきます。

## 1-2. 企画分担金【昨年度】

- ・中庭模擬店企画            1 企画につき 20,000 円
- ・校舎内での販売企画       1 企画につき 10,000 円

金銭収受を伴う企画で三田祭運営に必要な費用を分担することを目的とし、企画種類による費用負担の均整を図っています。金銭収受を伴う企画を行う団体が対象となりますので、金銭を来場者から受け取らない企画に関しましては、負担していただく必要はありません。

また、金銭収受が企画の性質上やむを得ないかつ、企画分担金の負担が団体にとって困難であると判断された場合に限り、三田祭への幅広い参加機会を確保することを目的として、例外的に免除を認めることがあります。詳しくは、後期分科会でお知らせします。

■上記分担金以外にも企画に応じてプロパンガス・メインステージ・パネル・電力・容器・レンタル器具・音響設備・照明設備等の費用が発生します。これら外部業者が絡む費用に関しましては、後期分科会で詳しくお知らせします。

■各種分担金や企画に必要な費用は、10 月に行われる個別面談にて金額を確定します。参加申込書の提出時にお持ちいただく必要はありません。なお、メインステージ企画のステージ料金に限り、7 月上旬にお支払いいただく予定となっております。ご注意ください。



## 2. 第 59 回三田祭決算及び第 60 回三田祭予算について

前期分科会以降に配布する資料にて第 59 回三田祭決算及び第 60 回三田祭予算を開示いたします。ご了承ください。

慶應義塾大学第 60 回三田祭実行委員会  
財務局長 佐久間彩

### 3. 渉外局より

昨年度の三田祭実行委員会の収入内訳は、以下の通りです。

- ・ **広告、福引等による協賛金収入** …26%
- ・ 参加団体の運営分担金(塾生 1 人あたり 400 円) …28%
- ・ 参加団体負担のインフラ関連費(電力使用料、ステージ企画参加費等) …25%
- ・ 三田祭パンフレット・グッズ販売収入 …7%
- ・ 全塾協議会交付金 …7%
- ・ 前年度繰越金 …7%

**三田祭実行委員会では、獲得した協賛金のすべてを参加団体に還元しています。**

具体的には、三田祭の中庭ステージ設営費、三田祭期間中の電気代や水道代、団体の方に配布するスタッフマニュアルの製作費等に協賛金を使っています。

三田祭実行委員会の協賛活動へのご理解をよろしくお願いいたします。

### 4. 酒類販売について

近年、酒類に関する事故が多発しており、酒類に対する規制が厳しくなっています。その中で、酒類販売を希望される団体の方々が一定数存在する一方で、酒類販売を行ったことに起因する事故が起きてしまった場合、三田祭の存続そのものが危ぶまれることにもなりかねません。そのため、酒類販売を行う意義やリスクを比較考量した結果、**今年度も酒類販売を行わないことになりました**。また例年通り、団体内飲酒・キャンパス内への酒類の持ち込み・泥酔者の立ち入りも禁止です。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 5. 企業協賛企画について

第 60 回三田祭では、企業等から協賛を得て企画を実施することを一定の条件の下で認めます(このような企画のことを「企業協賛企画」と呼びます)が、金銭收受を行う企画または講演会企画を出展する団体は対象外となります。**これらを含む複数の企画を出展する場合、出展するすべての企画について実施できません**。例えば、中庭模擬店企画とメインステージ企画を出展する場合には、メインステージ企画についても企業協賛企画とすることはできません。

#### 6. 各種書類の電子配布について

第 60 回三田祭においては参加ガイドンス以降、参加団体の皆様に配布する各種分科会資料や申請書を三田祭公式ウェブサイトアップロードします。資料を紛失した場合やデータとして保存したい場合はご活用ください。ただし、以下の注意事項に留意してください。

※各種資料を三田祭公式ウェブサイトアップロードするのはそれぞれの行事が終わってからです。各行事で資料の詳細な説明をします、分科会等には必ず出席してください。

※三田祭実行委員会に提出する書類はすべて原寸大(A4 サイズ)に印刷して提出してください。

#### 7. ミスコン企画について

第 60 回三田祭において、ミスコン企画及びそれを連想させるような企画を一切お断りさせていただきます。三田祭実行委員会で慎重に検討した結果、当該企画の実施により三田祭全体の不利益に繋がる恐れがあると判断したためです。ミスコン企画を検討していた皆様には、このような決断に至りましたことを深くお詫び申し上げます。三田祭の円滑な運営のため、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い致します。

## IV.第 60 回三田祭における禁止事項・注意事項

### 目次

#### 1. 総則

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 目的     | (3) 遵守義務 |
| (2) 三田祭の理念 | (4) 罰則   |

#### 2. 参加

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (5) 参加資格      | (8) 企画内容変更の禁止      |
| (6) 手続き期限の厳守  | (9) 期日以後の参加辞退の禁止   |
| (7) 企画種類変更の禁止 | (10) 出展権の譲渡及び売買の禁止 |

#### 3. 企画

- |                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| (11) 外部団体の介入等の禁止                | (20) 著作権等          |
| (12) 政治活動及び宗教活動の禁止              | (21) 装飾            |
| (13) 三田祭における企画以外の宣伝の禁止          | (22) 原状復帰          |
| (14) 営利追求の禁止                    | (23) 飲食物の提供及び管理    |
| (15) 入場料徴収の禁止                   | (24) 金融機関以外での両替の禁止 |
| (16) 公序良俗に反する行為の禁止              | (25) 大学機材の使用       |
| (17) 火気使用の禁止                    | (26) 車輦での入構        |
| (18) 会員勧誘及び個人情報収集の禁止            | (27) 赤い法被の着用の禁止    |
| (19) 配布・販売・企画場所外掲示物及び映像・<br>原稿等 | (28) トランシーバーの使用の禁止 |

#### 4. 三田祭期間中の行動

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (29) 危険物及びペットの持ち込みの禁止 | (33) 緊急通報                           |
| (30) 酒類               | (34) 来場者、他団体及び三田祭実行委員会<br>への迷惑行為の禁止 |
| (31) 喫煙所以外での喫煙の禁止     | (35) 近隣への迷惑行為の禁止                    |
| (32) 立入禁止区域           |                                     |

## 1. 総則

### (1) 目的

本規程は、第 60 回三田祭を安全かつ円滑に運営し、また三田祭の理念を実現することを目的とします。

### (2) 三田祭の理念

三田祭は塾生が主体となり、日頃の学生生活の成果を発表する場です。

### (3) 遵守義務

参加団体は本規程を遵守しなければなりません。また、ここに定めのない事項でも、法令及び大学の定める規則は遵守しなければなりません。

### (4) 罰則

本規程に違反した場合は、別に定める罰則制度により罰則を科します。

## 2. 参加

### (5) 参加資格

三田祭に参加する団体は、現在慶應義塾大学各学部（通信教育課程を含む）に在学している学生を含み、またその学生を主体として三田祭に参加するものに限ります。

### (6) 手続き期限の厳守

三田祭は多くの参加団体によって成り立っています。公平を期すため、また運営業務の停滞を防ぐため、各種手続きの期限は厳守してください。

※三田祭に関する手続きは、すべて大学ではなく三田祭実行委員会に対して行ってください。

### (7) 企画種類変更の禁止

参加申込書に記入した企画種類の変更は、原則として禁止します。

※企画種類とは、中庭模擬店・室内常設展示・室内常設喫茶・室内ゼミナール発表・講演会・室内時間制・室外時間制・室内音楽・ミニステージ・メインステージを指します。

### (8) 企画内容変更の禁止

参加申込書に記入した企画内容の変更は、原則として禁止します。記入した内容に沿って企画を運営してください。また、決められた企画時間・場所で企画を行ってください。

(9) 期日以後の参加辞退の禁止

三田祭への参加を辞退する場合は、期日までに、また速やかに届け出てください。それ以後の辞退は、運営上大きな支障となるため、禁止します。

(10) 出展権の譲渡及び売買の禁止

他団体への出展権の譲渡及び売買を禁止します。

### 3. 企画

(11) 外部団体の介入等の禁止

ア 外部団体が企画に関するあらゆる活動に介入することを禁止します。

イ 外部団体の宣伝を目的とする活動を禁止します。

ウ 外部団体による協賛を得るには、三田祭実行委員会への申請が必要です。

※三田祭実行委員会では、参加団体の負担軽減のため公式パンフレット・福引企画等において協賛を受けています。

(12) 政治活動及び宗教活動の禁止

三田祭での政治活動及び宗教活動は、禁止します。

(13) 三田祭における企画以外の宣伝の禁止

三田祭における企画以外の宣伝（協賛企業の広告を除く）は原則として禁止します。

(14) 営利追求の禁止

営利の追求は、三田祭の理念に反し、また団体間の不平等や紛争を招くおそれがあるため、禁止します。

(15) 入場料徴収の禁止

入場料の徴収は来場者を限定するため、三田祭期間前・三田祭期間中を問わず禁止します。

(16) 公序良俗に反する行為の禁止

公序良俗に反する行為を禁止します。

(17) 火気使用の禁止

火気（ろうそく・カセットコンロ・お香等）の使用を禁止します（中庭模擬店企画での調理及び喫煙所での喫煙を除く）。また、発電機の使用は中庭模擬店企画を含め禁止します。

(18) 会員勧誘及び個人情報収集の禁止

来場者との紛争が発生することを防ぐため、三田祭における会員の勧誘及び個人情報の収集を禁止します。

(19) 配布・販売・企画場所外掲示物、映像及び原稿等

ア 配布・販売・企画場所外掲示物は、所定の方法で提出し三田祭実行委員会の許可を得なければなりません。ただし、室内ゼミナール発表企画の三田祭論文を除きます。

イ 企画の宣伝のための物品（ビラ・ポスター等）を除き、企画場所外での配布・販売・掲示を禁止します。

ウ 企画の宣伝のための物品であっても、立入禁止区域及び客引禁止区域並びに来場者の通行、他団体の企画及び三田祭の運営の妨げになる場所では配布・掲示を禁止します（立入禁止区域・客引禁止区域についての詳細は後期分科会で発表します）。

エ 企画またはその宣伝に使用する映像や、講演会企画で使用するスライド・原稿等について、三田祭実行委員会が内容の確認のために提出を求めることがあります。

(20) 著作権等

三田祭で使用する映像・画像・音声・情報等に関する著作権及び肖像権の取り扱いについて、三田祭実行委員会は一切の責任を負いません。

(21) 装飾

ア 大学施設・設備に直接テープを貼る場合は、必ず白無地の紙養生テープを使用してください。これ以外のテープを使用すると、壁紙や天井が剥がれたり、テープの跡が残ったりすることがあります。また、画鋲・スプレー等の使用は禁止します。

※運営の都合上、三田祭実行委員会はビニール養生テープを使用することがあります。

※紙養生テープだけでは装飾ができない場合は、「パネル」（有料）を使用してください。パネルとは壁の代わりとなる大きな板のことで、画鋲や釘を打ち込む等、自由に装飾することができます。詳細は後期分科会でお知らせします。

イ 校舎内でペンキ・スプレーを使用する場合は、水性のものを使用してください。その際、以下の 3 点を遵守してください。

- ① 段ボールを十分に敷き、その上でのみ使用してください。
- ② 窓やドアを開け、換気をしてください。
- ③ 床等にペンキやスプレーが付着した場合は、速やかに汚れを落としてください。

※油性のものは屋外で使用してください。その際も必ず段ボールを敷いてください。

ウ 破損及び火災の防止のため、電灯の取り外しを禁止します。

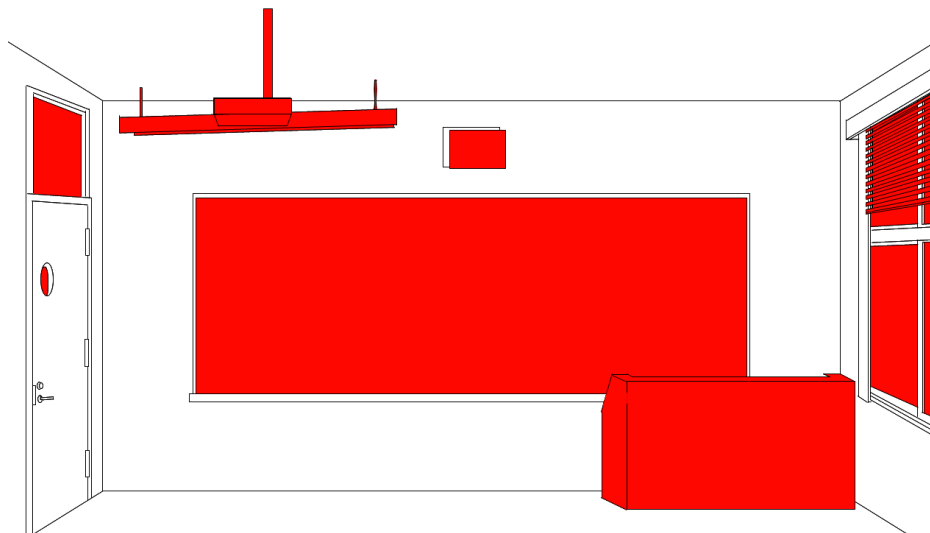
エ 非常時における避難経路の確保のため、廊下に物（机・椅子・展示物等）を置くことを禁止します（三田祭実行委員会が許可した場合を除く）。また、消火器は隠さないでください。

オ 企画場所内について、以下への装飾を禁止します。

- ・機材 (AV機器等)
- ・黒板・白板
- ・窓ガラス
- ・ブラインド
- ・電灯

※黒板・白板への専用筆記具及び磁石による装飾は可能です。なお、チョーク・マーカー・レーザー等は各自で用意してください。

※電灯を防災性のセロハン及びテープを用いて接触しないように覆うことは可能です。事前に三田祭実行委員会に必ずご相談ください。



イメージ図 (着色部分が装飾禁止箇所です。)

カ 企画場所外で装飾が可能な場所は、第 1 校舎・院校舎・西校舎のみです。ただし、以下への装飾は禁止します。

- ・スイッチ
- ・分電盤
- ・エレベーター
- ・トイレ
- ・冷水機
- ・防火扉
- ・消火栓
- ・消火器
- ・階段の踏み込み
- ・天井
- ・床・地面
- ・校舎の外壁
- ・校舎名・教室名・トイレ等の案内表示
- ・学部・研究所等の掲示板
- ・手すりとしての機能を損ねる場所
- ・各校舎出入口扉の枠
- ・窓ガラス等のガラス部分及びこれに類するもの (アクリル板等) (※)
- ・大学または三田祭実行委員会の設置物 (ガードフェンス・バリケード等)
- ・他団体の企画・宣伝の妨げとなる場所 (中庭模擬店の店舗裏の壁等)
- ・装飾により大学施設を汚損・破損するおそれのある場所
- ・参加団体や来場者に危険であると認められる場所
- ・装飾・撤去が危険であると認められる場所
- ・その他三田祭実行委員会が運営の都合上装飾を禁止する場所

※採光のため、窓に直接テープ等を貼らない場合でも、窓を覆うものは禁止とします。

## (22) 原状復帰

企画終了後、企画場所及び企画場所外の装飾箇所は必ず原状に戻してください。また、大学の設備を汚損・破損しないでください。不備がある場合は、三田祭終了後に対応していただきます。

## (23) 飲食物の提供及び管理

ア 飲食物を提供するには三田祭実行委員会への申請が必要です。

イ 企画場所以外での飲食物の提供を禁止します。

ウ 食材や調理方法は許可内容に従ってください。なお、禁止される食品や調理方法は保健所の判断により変更する場合があります。

エ 中庭模擬店企画団体については、衛生上の観点から企画場所に一切の食材（油等の調味料や未開封の飲料等を含む）を放置することを禁止します。また、屋内の企画場所で保管することも禁止します。放置されている場合はすべて処分します。

オ 室内常設喫茶企画団体については、適切な方法によって企画場所にて食材を保管することを認めます。保管方法が不適切な場合は処分します。

## (24) 金融機関以外での両替の禁止

三田祭期間前・三田祭期間中を問わず、出展に際しての金融機関以外での両替を禁止します。  
※第 1 校舎 110 番教室（本部）では金融機関の営業時間外に限り、金銭收受を行う団体を対象に 100 円玉への両替を承ります（その他の金種には対応しません）。

## (25) 大学機材の使用

大学機材を使用するには、三田祭実行委員会への申請が必要です。大学機材とは、マイク・プロジェクター・スクリーン・書画カメラ・PCケーブル・音声ケーブル・操作卓内の機器（ビデオデッキ等）を指します。なお、数に限りがあるため、ご希望に添えないことがあります。使用の際は破損しないように注意してください。

※慶應義塾 ITC からの PC の借用は、三田祭実行委員会を通さず各自で手続きをしてください。

## (26) 車輦での入構

車輦（タクシーを含む）でキャンパスに入構するには、三田祭実行委員会への申請が必要です。

## (27) 赤い法被の着用の禁止

三田祭期間中、赤い法被を着用した三田祭実行委員がキャンパス内の警備・巡回を行います。混乱を防ぐため、赤い法被及びこれに類似した衣服の着用を禁止します。



(28) トランシーバーの使用の禁止

三田祭実行委員はキャンパス内の警備・巡回の際にトランシーバーを使用します。混信のおそれがあるため、トランシーバーの使用を禁止します。

**4. 三田祭期間中の行動**

(29) 危険物及びペットの持ち込みの禁止

キャンパスへの危険物及びペット（補助犬を除く）の持ち込みを禁止します。また、不審物や危険物等を発見した場合は、直ちに三田祭実行委員にお知らせください。

(30) 酒類

参加団体のすべての構成員及び関係者は、酒類に関して以下の事項を遵守してください。この規定は**非常設企画の団体にも全日にわたり適用されます**。

- ① キャンパスへの酒類及びノンアルコール飲料の持ち込みを禁止します。
- ② 酒気を帯びた状態でのキャンパスへの立ち入りを禁止します。

(31) 喫煙所以外での喫煙の禁止

指定の喫煙所以外での喫煙（加熱式タバコ・電子タバコの使用を含む）を禁止します。

(32) 立入禁止区域

三田祭期間中は安全な運営のために立入禁止区域を設定しています。これらの区域には絶対に立ち入らないでください。

(33) 緊急通報

三田祭期間中、緊急通報を要する事態が発生した場合は、三田祭実行委員会が通報しますので、お近くの委員にお知らせいただくか、電話（03-3453-4070）にてご連絡ください。三田祭実行委員会の許可なく緊急車両が入構すると、事故を招くおそれがあります。

(34) 来場者、他団体及び三田祭実行委員会への迷惑行為の禁止

来場者、他団体及び三田祭実行委員会への迷惑行為を禁止します。

(35) 近隣への迷惑行為の禁止

近隣への迷惑行為は慎んでください。特に、以下の事項に注意してください。

- ① 近隣施設のトイレ・ゴミ箱は使用せず、キャンパス内のものを使用してください。
- ② 近隣施設、住居及びその付近では騒がないでください。
- ③ 時間貸駐車場等以外での長時間の駐車はおやめください。